

(一) 解除に係る保安林の所在場所 青森県むつ市大畑町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(三) 解除の理由 道路用地とするため

(四) 解除の図は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県松本市安曇三五五六の二五から三五五六の二七まで・三五五九の七(以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県佐久市前山字洞源一三九〇の四・字鷲林一四四六の二・一四四七の一・一四四八の一(以上四筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井六〇七の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一七〇の二

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二日

農林水産大臣 西川 公也

一 解除に係る保安林の所在場所 大分県由布市挾間町内成字ヲヒラ三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

三九〇の三、三九〇の四(次の図に示す部分に限る。)

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月二日

防衛大臣 江渡 聡徳

日 時 平成二十六年十二月九日(予備) 同月十日及び同月十一日、〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(エ)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三四度三十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

(エ) 東経一四度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度四十分一〇秒

(ウ) 東経一四度一六分四八秒

(エ) 北緯三四度四十分一〇秒

(イ) 東経一四度一六分四八秒

(ウ) 北緯三四度四十分一〇秒

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月二日

防衛大臣 江渡 聡徳

日 時 平成二十六年十二月十五日(予備) 同月十六日及び同月十七日、の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

自衛艦七隻

実施艦等 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月二日

防衛大臣 江渡 聡徳

日 時 平成二十六年十二月十五日(予備) 同月十六日及び同月十七日、の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 津軽海峡西方の北緯四一度五五分〇秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

自衛艦七隻

実施艦等 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月二日

防衛大臣 江渡 聡徳

日 時 平成二十六年十二月十八日及び同月十九日(予備、同月二十日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 津軽海峡西方の北緯四一度五五分〇秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

自衛艦七隻

実施艦等 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。